

## 今後の感染拡大防止対策等について

### 1 基本的な考え方

- これまで、感染拡大防止に向けた集中対策として、すすきの地区の飲食店等を中心とした営業時間短縮などの協力要請を3ヵ月以上にわたり行われてきた。
- これらの対策により、すすきの地区における感染者数および発生店舗数は大幅に減少している一方、すすきの地区以外での個人活動や家庭、企業、学校などでの感染は一定数発生し、「下げ止まり」の状態が続いている。
- 加えて、営業時間短縮等の要請が長期にわたっていることから、協力事業者はもとより、関係する事業者への経済的影響が増大している状況にあり、これらの事業者に対しては、必要な支援を行っていく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、これから年度末に向けて、就職・転勤、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加が見込まれるため、今後2ヵ月間における感染拡大防止対策について、国が改訂した基本的対処方針の柱に沿って取り組んでいくこととする。
- これらの取組をしっかりと実施することで、新規感染者数を更に引き下げ、北海道が協力要請の解除基準として示した「新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回る」を達成していく。

### 2 今後の感染拡大防止対策等

#### (1) 情報提供・共有

- 市民の皆さんに対し、以下の行動変容を呼びかける。

#### <飲食に関すること>

- ・飲食店等を利用する際には、飲食時は会話しない（黙食）こと。
- ・同居していない方との飲食については、自宅を含め、人数や時間に関わらず、できる限り控えること。

#### <年度末に関すること>

- ・卒業式後などにおける飲食を伴う会合を自粛すること。
- ・就職、転勤などに伴う歓送迎会を自粛すること。

## (2) まん延防止

### ①外出の自粛

○市民の皆さんに対し、以下の外出自粛等呼びかける。

- ・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控えること。
- ・感染リスクを回避できない場合の不要不急の外出や市外との不要不急の往来を控えること。
- ・市内の飲食店等の利用は、22時から翌日5時まで、控えること。
- ・発熱や咳があるなど体調が悪い場合は外出を控え、かかりつけ医や相談窓口（#7119）への早めの相談を心がけること。

○区役所窓口において、3月下旬から4月の市外転入者に対し、感染防止対策について注意喚起を行う。

<注意喚起の内容>

- ・2週間は体調に注意し、不要不急の外出を控えること。
- ・毎日の体調管理、手指消毒、マスク着用を徹底すること。
- ・体調が悪い場合などは相談窓口（#7119）に連絡すること。

○区役所窓口の混雑を緩和するため、窓口の夜間延長、休日開庁を行うとともに、郵送でも可能な手続きの周知や、インターネットによる混雑状況の広報などを実施する。

### ②飲食店関係

○市内の飲食店、カラオケ店等に対し、2月28日（日）まで、営業時間を午前5時から午後10時までとする北海道の要請について、協力していただく事業者への支援金に係る支給事務等を実施する。

○すすきの地区において、協定に基づき、関係団体と共に感染防止対策に持続的に取り組む「すすきの地区新型コロナ対策プロジェクト」を推進する。

<取組内容>

- ・接待を伴う飲食店向け「手引書」の作成・配布
- ・定期的な店舗単位でのPCR検査の受検勧奨及び受検店舗の発信

- ・感染者発生店舗への消毒費用等の支援
- ・店舗内の感染防止対策の助言、指導等を行う研修会の実施
- ・飲食店の利用客に向けた感染症対策を呼び掛ける店内掲示物を作成、配布
- ・飲食店で発生した具体的な感染事例などの情報提供による注意喚起

○市内の飲食店に対し、感染対策の協力を要請する掲示物を配布する。

○札幌商工会議所や札幌観光協会等の団体と連携し、店舗における感染症対策を促進するためWEB講演会（動画配信）を実施する。

### ③職場環境等

○経済関係団体を通じて、市内の事業者に対し、職場における感染防止のための取組の徹底について、改めて要請するとともに、集団感染事例が発生している業態に対しては、実際の感染事例などに基づく具体的な対策を要請する。

○経済関係団体等に対し、3月～4月の人事異動や入社・退社に伴う人の移動による感染拡大を防止するための協力を要請する。

#### <要請内容>

- ・着任日の柔軟な対応
- ・不急の挨拶回りの自粛や後倒し
- ・入社、退社や人事異動に伴う歓送迎会等の自粛

○経済関係団体を通じて、市内の事業者に対し、ローテーションによる在宅勤務やテレワークの実施を要請する。

○テレワークの導入を検討している市内中小企業等に対し、専門家派遣等のテレワーク導入に係る支援を実施する。

### ④学校関係等

○大学連携ネットワークを通じて、市内の大学・短期大学に対し、新入学生を対象としたオリエンテーション等を活用した、感染予防策の周知依頼を行う。

### ⑤クラスター対策の強化

○重症化リスクの高い高齢者等が入所している福祉施設や医療機関などを対象に、施設の従事者等に対する定期的なPCR検査を実施する。

○福祉施設・医療機関等に対し、疫学調査に基づき、具体的な感染事例などを情報提供し、感染管理の徹底等、更なる注意喚起を行う。

○市内の医療従事者を対象に、クラスター発生への対応や実際の活動事例、ゾーニング等に関するWEBセミナーを開催する。

### (3) 医療関係

○自宅療養者に対し、アプリを活用した健康観察やオンラインによる診療を行うほか、さらにパルスオキシメーターの貸与等により、患者の健康状態や症状の変化を迅速に把握できるように環境整備を進める。

○自費等でPCR検査を実施する民間企業に対し、疑い患者に関する情報の共有や感染拡大防止に対する協力などを要請する。

○後方支援病院の円滑な運営に向けた体制整備に努めるほか、医療機関のご協力のもと保健所に配置した医療ソーシャルワーカー（MSW）を通じた受入医療機関と後方支援病院間の転院調整等の支援を実施する。

### (4) 経済・雇用対策

○商店街、宿泊事業者、すすきの地区の飲食店等に対し、感染症対策のための支援を実施する。

○事業者向けワンストップ相談窓口による経営相談や、融資を受ける際に必要な信用保証料の補給、緊急貸付等、事業継続のための支援を実施する。

○離職等を余儀なくされた方に対し、就業サポートセンターでの相談や給付金付きの再就職支援等を実施する。

### (5) 偏見・差別等への対応

○まちづくりパートナー協定企業である郵便局と連携し、医療従事者等への差別・偏見防止啓発ポスターを掲出する。

○札幌市の公用封筒に、医療従事者等への差別・偏見の撲滅に向けた「医療従事者応援プロジェクト」の広告を掲載する。

## 各区役所におけるお願い・混雑緩和について

(市民文化局地域振興部)

3月下旬から4月にかけては例年、市外転入が多く、感染拡大のきっかけとなることが懸念されることから、感染防止対策として、市外からの転入者に対し、外出自粛等のお願いを行う。

また、この時期は新入学、就職、転勤などを契機として区役所を訪れる市民が多いことから、区役所の混雑緩和のため窓口の夜間延長・休日開庁等を行い、来庁者の分散を図る。

### 1 市外転入者へのお願い

市外からの転入者に対し、ポスター掲出、チラシ配布等により、不要不急の外出を控える等の感染防止対策の実施をお願いする。

<お願いの内容>

- (1) 2週間は体調に注意し、不要不急の外出を控えること。
- (2) 毎日の体調管理、手指消毒、マスクの着用を徹底すること。
- (3) 体調が悪い場合などは相談窓口（#7119）に連絡すること。

### 2 区役所窓口の混雑緩和

繁忙期の混雑緩和と利便性向上のため、夜間延長・休日開庁を行うほか、下記について、市公式HPやポスター・チラシ等の幅広い広報を行い、市民周知を図る。

#### (1) 夜間延長・休日開庁

夜間延長 3月29日～4月5日のうち平日6日間について19時まで延長

休日開庁 3月27日（土）・4月4日（日）の2日間について8時45分～12時まで開庁

#### (2) 郵送手続等の周知

①各種証明書（印鑑証明を除く。）の請求、転出届は郵送で行うことができること、②各種証明書は最寄りのまちづくりセンターで交付を受けることができること、③住民票及び印鑑証明について、マイナンバーカードを所持している市民はコンビニで交付を受けることができることなどを周知する。

#### (3) 急がなくても良い手続の周知

転入届（※）、マイナンバーカードの受取りは急がなくてもよいことを周知する。

（※）法定届出期限は引越した日から14日以内であり、正当な理由なくこの期限内に届出しない者は過料の対象となるが、感染予防のための外出自粛は「正当な理由」と考えられる旨、国から通知あり。

#### (4) 窓口の混雑状況の周知

市公式HPから、各区戸籍住民課の混雑状況を確認できること、月曜日と金曜日は混雑している場合が多いことを周知する。

## 札幌市内全域における営業時間短縮の要請について

### 1 要請の趣旨

すすきの地区における感染者数および発生店舗数は大幅に減少したが、市内では感染が一定数発生しており、北海道の警戒ステージ4相当が続いているなど、新規感染者数は高い水準での「下げ止まり」状態となっている。

また、会食を通じた感染拡大が進みやすい環境にある。

そのため、北海道では、すすきの地区のみの営業時間短縮を中心とする対策では、更なる感染の抑え込みが難しいことから、札幌市内全域の飲食店等に対して、営業時間短縮要請を行うものであり、その支給事務について札幌市に協力依頼があったもの。

### 2 要請の概要

#### (1) 要請期間

○令和3年2月16日(火)から令和3年2月28日(日)まで

#### (2) 対象施設

○札幌市内の飲食店・カラオケ店

#### (3) 要請内容

○営業時間の短縮（営業時間は「午前5時から午後10時」まで）

○業種別ガイドライン及び新北海道スタイルに基づく対策の徹底

#### (4) 協力支援金

○支援金額

1 施設(店舗) 1日あたり2万円（最大26万円）

※支援金対象期間を通じて要請に応じることが要件

○支援金対象期間

原則、令和3年2月16日(火)から令和3年2月28日(日)まで

※遅くとも令和3年2月18日(木)から要請にご協力いただくことが必要

#### (5) 事業費

調整中

※財源については、全額、国と道が負担

※支援金の支給事務については、北海道からの協力依頼を受けて札幌市が実施